

吹田市職員措置請求に係る監査の結果を次のとおり決定します。

令和5年10月16日

吹田市監査委員 橋本 敏子
吹田市監査委員 谷 義孝
吹田市監査委員 益田 洋平
吹田市監査委員 高村 将敏

吹田市職員措置請求監査結果

第1 結論

令和5年8月2日に提出された吹田市職員措置請求について、監査した結果、本件請求には理由がないものと判断し、棄却します。

判断の理由については、「第5 監査の結果」の「3 判断」に記載していません。

第2 請求の受理

1 請求の内容等

(1) 請求の内容

請求書の内容は、次のとおりです。

また、請求書の内容には、本市に生じ、又は生じるおそれのある財政上の損害が示されていなかったため、令和5年8月4日に当該損害の記載に係る補正を求めたところ、同月22日に請求人から補正書の提出があり、その内容は次のとおりです。

請求の内容のうち、動画の具体的な内容に係る部分は省略しています。

吹田市職員措置請求書

市長に関する措置請求の要旨

第1 請求の要旨

1 概要

吹田市は、吹田市のイメージキャラクターとして、「吹田市イメージキャラクターすいたんデザイン」（以下「すいたん」と呼ぶことがある）を制定し、「すいたん」にかかる著作権をはじめとする一切の権利は吹田市に帰属している。

しかるに、吹田市議会議員である藤木栄亮氏は、同氏が開設している「ユーチュ

ープチャンネル」において、「すいたん」あるいは「すいたん」に酷似したキャラクターが登場する動画を複数アップロードして公開している。

市長は、「すいたん」にかかる著作権の権利者である吹田市の代表者として、市が知的財産権を有する「すいたん」の適切な管理をすべきところ、前記の藤木氏による動画公開を知りながら、特段の措置を講じておらず、その結果として、前記の藤木氏による動画は公開されたまま放置されている。本請求は、上記の事実を、吹田市長が吹田市の財産の管理を怠る事実として、必要な措置を求めるものである。

2 対象となる吹田市長の怠る事実

吹田市長は、吹田市にその著作権が帰属する「吹田市イメージキャラクターすいたんデザイン」について、著作権者を代表して、吹田市議会議員藤木栄亮氏による吹田市イメージキャラクターすいたんデザイン（またはそれに類似するデザイン）の使用の停止を求めるべきところ、それを怠っていること。

3 「すいたん」に関して吹田市に帰属する権利の内容

(1) 「すいたん」は吹田市のイメージキャラクターである。「吹田くawaii」をモチーフとして、市の花「さつき」と情熱を表す「ハート」を持っている。「すいたん」のデザインは、明るい未来に向かって駆ける姿を表現しているという。

(2) 「すいたん」にかかる著作権をはじめとする一切の権利は吹田市に帰属している。著作権は知的財産権の一種である。

いわゆる知的財産権とは、発明や創作によって生み出されたものを、発明・創作者の財産として一定の期間保護する権利である。

そして、著作物、すなわち、思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものについては、著作権が認められる（著作権法2条1項1号参照）。

「すいたん」は、絵画として、美術の著作物として著作権が認められ（著作権法10条1項参照）、その権利は吹田市に帰属する。

(3) 著作権には、著作者人格権と狭義の著作権（財産権としての著作権）があり、狭義の著作権には、複製権（著作権法21条）、公衆送信権（著作権法23条）、翻案権（著作権法27条）などが存在する。

4 藤木栄亮氏による、「すいたん」あるいは「すいたん」に類似したキャラクターが登場する動画をアップロードする行為が吹田市の著作権を侵害していること

(1) ある著作物に類似するものが著作権の侵害になるという場合、複製権（著作権

法21条)、あるいは翻案権(著作権法27条)が問題となる。そして、本件では、「すいたん」が一定程度変形されたものになっているので、主に翻案権が問題となる。

(2) 著作権を侵害しているといえるための要件には、①依拠の要件、②類似性の要件が必要とされる。

ア 依拠とは、他人の著作物に接し、それを自己の作品の中に用いることを指す。

本件では、「すいたん」を管理する吹田市都市魅力部シティプロモーション推進室によると、そもそも、藤木氏の動画公開したキャラクターは、「すいたん」のパロディの二次創作であると本人が説明しているようである。このことからすると、藤木氏において、動画で公開したキャラクターが「すいたん」に依拠していることは明白である。

イ 類似性とは、原著作物の表現上の本質的特徴を直接感得できるということである。

ここで、「すいたん」の表現上の特徴を列挙すると、「吹田くawaii」をモチーフとしていること、「すいたん」という愛称にて呼称されていることが挙げられる。

藤木栄亮氏が開設している「ユーチューブチャンネル」に出てくるキャラクターは、以下の点で「すいたん」に類似している。

- ・ そもそも、藤木氏の動画に出てくるキャラクターは「すいたん」を名乗っていること。
- ・ 頭部は白く、その頭頂部に緑色の細い突起が生えていて、全体として「くawaii」を思わせるものになっていること。
- ・ 目、口、頬の赤みが描かれているが、鼻、口は描かれていないこと。
- ・ 服装は、黄色く、ローマ字で「S U I T A」と記載されたオーバーオールと、赤いTシャツであること。

(3) 以上のように、藤木栄亮氏が開設している「ユーチューブチャンネル」に出てくるキャラクターは、「すいたん」との関係で依拠、類似性が認められ、吹田市の著作権を侵害するものである。そして、「すいたん」にかかる著作権を侵害しているキャラクターを吹田市の許諾なくインターネットの動画に登場させるのは、吹田市が「すいたん」に関して保有する著作権のうち、公衆送信権を侵害するものである。

(4) 前述のように、「すいたん」を管理する吹田市都市魅力部シティプロモーション推進室によると、そもそも、藤木氏による動画公開は、「すいたん」ではな

く、「すいたん」をパロディした二次創作であるとのことである。

吹田市担当部局の説明通り、藤木氏の動画に登場するキャラクターが「すいたん」の「パロディ」「二次創作物」であるとしても、「二次創作」は、著作物を「変更」するものであり、一方で吹田市には翻案権（著作権法27条）があり、「パロディ」「二次創作物」であるからといって、吹田市の著作権が侵害されていないことに常になるわけではない。

確かに、「パロディ」については容認（黙認）されることも多いが、それが容認（黙認）されるのは、「パロディ」が、主に、風刺や揶揄の手法として使われることが多いからであり、市議会議員の立場である藤木氏が、吹田市の著作物を用いて「パロディ」を行うなどと言い張ることは、吹田市を風刺、揶揄していることを公言するものに他ならず、そのような主張で著作権侵害の事実を覆い隠すような姿勢は断じて容認できない。

- 5 藤木氏の動画を放置することは、藤木氏の政治的見解にあたかも市の「お墨付き」があるような誤解を与えかねず、あるいは藤木氏による吹田市に対する揶揄を放置するものであり、極めて不適切であること

藤木氏による「すいたん」あるいは「すいたん」に類似したキャラクターの動画での利用は、藤木氏の議員としての政治的な目的に利用されており、また、藤木氏の見解があたかも市の公式見解であるかのような誤解を与えるものであり、極めて不適切である。

吹田市の「すいたん」使用要綱でも、政治、思想、宗教等に関する活動に利用されるおそれがある場合には使用承認できないこと、市が当該事業、商品等の品質を保証するかのような誤解を第三者に与えないよう配慮することなどを定めている。

また、藤木氏の動画では、「すいたん」が発声しているが、動画においては発声させないというのが要綱上の遵守事項の一つとして定められていて、そのことから不適切である。

また、藤木氏の動画が「パロディ」であるとしても、直ちに著作権侵害に該当しないことにならないのは前述の通りであり、加えて、市議会議員の立場である藤木氏が、吹田市の著作物を用いて「パロディ」を行い、吹田市を風刺、揶揄していることに他ならないので、市長としては、一刻も早く、この不適切な状況を改善しよう、藤木氏に対して使用の停止を求めるべきである。

6 結論

よって、私たち請求者は、地方自治法第242条第1項の規定に基づき、吹田市監査委

員に対して、吹田市長が、吹田市議会議員藤木栄亮氏に対して、同氏のユーチューブチャンネルにおいて吹田市イメージキャラクターすいたんデザイン（またはそれに酷似するデザイン）を使用することの停止を求めるべきところ、それを怠っていることの是正を求め、住民監査請求をする。

第2 請求者 （略）

吹田市職員措置請求書補正書

第1 最高裁1994（H6）年9月8日判決（同裁判所平6（行ツ）97）について

上記最高裁判決は、その第一審判決（福岡地方裁判所1993（H05）年8月5日判決）をみるに、福岡市の住民が、福岡市が社団法人日本不動産鑑定協会九州会（法人格なき社団である）に対し、法人市民税を申告納付するよう通知したという通知の取消しを求めて住民監査請求を行ったのに対して福岡市監査委員が同監査請求を却下したことに關する事件である。

前記福岡地裁判決は、以下のように規範を立てており、控訴審判決、上告審判決もそれを是認している。

「住民監査請求の制度は、普通地方公共団体の財政の腐敗防止を図り、住民全体の利益を確保する見地から、当該普通地方公共団体の長その他の財務会計職員の違法若しくは不当な財務会計上の行為又は怠る事実について、その監査と予防、是正等の措置とを監査委員に請求する権能を住民に与えたものであって、住民訴訟の前置手続として、まず当該地方公共団体の監査委員に住民の請求に係る行為又は怠る事実について監査の機会を与え、当該行為又は怠る事実の違法、不当を当該地方公共団体の自治的、内部的処理によって予防、是正させることを目的とするものであると解される。そのため、監査の対象となる行為等は、地方公共団体に積極消極の損害を与えひいては住民全体の利益に反するものでなければならないというべきである。」

ここでポイントになるのは、次の二点である。

- ① 住民監査請求の制度は、普通地方公共団体の財政の腐敗防止を図り、住民全体の利益を確保する目的にあること
- ② 監査の対象となる行為等は、地方公共団体に積極消極の損害を与えひいては住民全体の利益に反するものでなければならないこと

そして、上記福岡地裁判決は、福岡市が行った上記の通知につき違法、不当な事由があるとしても、それが地方公共団体である市に損害をもたらすような関係にはないことが明らかであるとして、住民監査請求を却下した福岡市監査委員の判断を是とし

たものである。

第2 本件監査請求で請求者らが問題にしている怠る事実が、吹田市に積極消極の損害を与え、ひいては住民全体の利益に反するおそれがあるものであること

1 本件監査請求で請求人らは、吹田市長が、吹田市議会議員藤木栄亮氏に対して、同氏のユーチューブチャンネルにおいて吹田市イメージキャラクターすいたんデザイン（またはそれに酷似するデザイン）を使用することの停止を求めるべきところ、それを怠っていることの是正を求めている。

この怠る事実は、前記第1の最高裁判例の事例と異なり、吹田市に積極消極の損害を与え、ひいては住民全体の利益に反するおそれがあるものである。以下詳論する。

2 まず、「すいたん」にかかる市の権利は著作権であり、著作権は地方自治法の第9章財務において、公有財産の一つとして規定されている（238条1項5号）。よって、地方公共団体の有する著作権に関する事項は財務会計性を本来的に有していることになる。

3 実際、吹田市は、「すいたん」の著作権の取得に金20万円を費やしており、「すいたん」の著作権には財政上の支出が発生している。

4 ところで、吹田市職員措置要求で指摘したとおり、藤木氏による「すいたん」あるいは「すいたん」に類似したキャラクターの動画での利用は、藤木氏の議員としての政治的な目的に利用されており、また、藤木氏の見解があたかも市の公式見解であるかのような誤解を与えるものであり、極めて不適切である。例示するならば、以下のような問題点がある。

（原文では、ここに「すいたん」の動画2本の具体的な内容が引用されていますが、請求人の主張ではなく証拠に相当すると考えられるため、監査結果における引用は省略します。）

5 吹田市の「すいたん」使用要綱でも、政治、思想、宗教等に関する活動に利用されるおそれがある場合には使用承認できないこと、市が当該事業、商品等の品質を保証するかのような誤解を第三者に与えないよう配慮することなどを定めているところである。

このような、藤木氏の行為を放置することは、「すいたん」のイメージが毀損

され、市のイメージキャラクターとしての価値を損なうことにつながる。そうすると、市の公有財産であり、その権利取得に金20万円を支出した「すいたん」の著作権の財産的価値が積極消極に減少するおそれがあり、ひいては吹田市民全体の利益に反するおそれがあることになる。

第3 請求者 (略)

(2) 証拠書類

請求書及び補正書に添付された証拠書類は、次のとおりです。

- ・ 吹田市イメージキャラクターすいたんデザイン使用要領（令和5年4月1日時点）
- ・ すいたん又はすいたんに酷似したキャラクターが登場するインターネットで公開された動画のコピー及びURL
- ・ すいたんの図柄一覧（本市ホームページ抜粋）
- ・ 請求人からシティプロモーション推進室に問い合わせたすいたん又はすいたんに酷似したキャラクターのインターネット動画に係る質問に対する回答
- ・ すいたんの著作権譲渡契約書の写し

2 受理の決定

請求人は、市議会議員藤木栄亮氏が本市の著作権を侵害してすいたん又はすいたんに酷似したキャラクターが登場する動画をアップロードし、そのために本市の有する著作権の財産的価値が積極消極的に減少するおそれが生じているにもかかわらず、市長がすいたんの使用の停止を求めるべき義務に違反してこれを怠っていると主張し、これを求めることを請求していることから、本件請求は、地方自治法第242条に定める要件を備えていると認め、これを受理することとしました。

なお、補正を求めた日から補正書等の提出があった日までの日数（18日）は、地方自治法第242条第6項に定める60日の監査期間から除算しています。

第3 監査の実施

1 請求人の陳述

地方自治法第242条第7項の規定に基づき、令和5年9月19日に請求人22人のうちの代表者6人による請求の趣旨を補足する陳述がなされました。陳述の際には、希望者5人の傍聴を認めました。

陳述の要旨は次のとおりです。

- ・ 藤木氏がすいたんと思われるキャラクターを使用してYouTube動画を最初に公開したのは平成27年であり、同氏はシティプロモーション推進室に対し、当

該動画のキャラクターはすいたんの二次創作であるため吹田市イメージキャラクターすいたんデザイン使用要領の規制の対象外であると主張したとのことであるが、それは詭弁であり、シティプロモーション推進室が主張をそのまま受け入れたことに大きな瑕疵がある。

- ・ 令和4年から本件監査請求に係る動画のシリーズが公開され、同年12月にシティプロモーション推進室が藤木氏に当該二次創作物の使用の差止めを求めたものの、当初に動画における使用を市が了承しているため拒否されたとのことであるが、動画の内容を考慮すると差止めを強く求めるべきものである。そもそも当初に使用の黙認をしていたことが誤りであり、正しい対応に戻すべきである。
- ・ 本件監査請求に係る動画は議員個人が政治的な主張のためにすいたんを利用したものであり、ヘイトスピーチのような内容である。市が放置しているのはおかしい。
- ・ 本件監査請求に係る動画が吹田市イメージキャラクターすいたん二次創作ガイドラインに反していることに対して、シティプロモーション推進室に対応を求めたところ、当該二次創作はガイドラインの策定前に公開されているため、ガイドラインを遡って適用することはできず、動画の削除又は修正のお願いしかできないとのことであった。その結果、当該動画は現在も公開されている。
- ・ 本件監査請求に係る動画の公開の開始時期がガイドラインの策定前だったとしても、当該二次創作物が発声しているなど、現行のガイドラインに照らせば違反していることは明らかである。削除させることはできないとしても、当該二次創作物がすいたんでないことを明示することを要求するなど、ガイドラインに沿った適切な使用を求めることはできるはずである。また、求めに応じられなかったとしても、動画の内容が本市の公式見解と誤解されることのないようにするため、その経緯を本市のホームページに公表すべきである。お願いするだけでは守る義務を果たせていない。
- ・ 財産的価値の棄損を具体的に説明するのは難しいが、少なくともすいたんの著作権取得には20万円かかっており、市はその価値を棄損させない責任がある。額の多寡ではなく、違法な行為がされていることが問題である。

2 関係職員の事情聴取

地方自治法第199条第8項の規定に基づき、所管の都市魅力部シティプロモーション推進室から令和5年9月22日に主張書面及び証拠が提出され、同年10月2日に関係職員からの事情聴取を行いました。

(1) 証拠書類

- ・ 吹田市イメージキャラクターすいたんデザイン使用要領（令和5年8月8日時点）
- ・ 吹田市イメージキャラクターすいたん図柄一覧（令和5年6月1日更新）

- ・ 吹田市イメージキャラクターすいたん二次創作ガイドライン（令和5年8月8日制定）
- ・ 令和5年6月14日に掲載された小中学校での君が代の暗記調査に係る新聞及びインターネット記事

(2) 聴取内容

聴取内容の要旨は、次のとおりです。

ア 市の財政的な損害について

- ・ すいたんは市が著作権を有しており、著作権の保護期間中においては権利の主張が可能であり、公有財産としての損失を認識させる事実はない。
- ・ 動画の公開により、すいたんグッズの売上が減少した事実は認められておらず、市の財政的な損害は生じていない。

イ すいたんの二次創作の考え方について

- ・ 本市がすいたんの著作権を有しているため、本市の許諾なくすいたんの二次的著作物は作成できないと考えている。
- ・ 本市では、平成23年4月1日にすいたん使用要領を定めたが、すいたんを広く使ってほしいため、令和5年8月8日にガイドラインを策定するまで、二次創作に関し本市の許諾を得ることを求めていなかった。

ウ 藤木氏が動画で公開しているすいたんに類似したキャラクターについて

- ・ 藤木氏が動画で公開しているキャラクターは、使用要領に定める図柄ではないため、すいたんの二次創作物であると認識している。
- ・ 平成27年9月19日に、藤木氏が選挙権の18歳引下げに係る動画において、発声するすいたんの二次創作物を使用して公開した。その際に藤木氏から相談を受けたが、当該二次創作物の作成及び使用について禁止等を求めなかった。また、特に使用の許諾もしなかった。
- ・ 令和4年10月1日から藤木氏が「すいたん×TEAM EISUKE～すいたんのこれ知ってる？～」シリーズの動画の公開を開始し、同月11日公開の動画から、藤木氏とすいたんの二次創作物とが会話する形式となった。すいたんが発声することは、それが二次創作物であっても、すいたんのイメージと異なることから、同年12月頃に発声を控えてほしい旨をお願いした。
- ・ 令和5年6月14日付けの小中学校での君が代の暗記調査に係る新聞記事をきっかけに、多くの市民から、すいたんの二次創作物の発言が市の見解であると誤解されるおそれを心配する声があったため、二次創作のルールを定める重要性を認識し、同年8月8日にガイドラインを策定した。
- ・ ガイドラインの策定以前に公開された動画については、法の不遡及原則により、削除又は修正をお願いすることしかできないと認識している。令和5年6月26日、同月28日及び同年7月11日に動画の削除又は修正のお願いをしたところ、7月11日に動画のタイトル及び説明欄の表記について、

「吹田市イメージキャラクターすいたん」を「すいたん」とするなどの修正がされた。今後も削除又は修正のお願いを続けるつもりである。

第4 監査の対象

請求人から提出された請求書、補正書及びそれらの証拠書類並びに関係職員の説明から、本件監査請求に係る動画（以下「本件動画」といいます。）の公開がすいたんの二次創作物の使用であり著作権を侵害しているか、市長に本件動画公開の停止を求める義務があるか及び本件動画公開により本市に財政上の損害が生じているかを監査の対象としました。

第5 監査の結果

1 認定した事実

請求人から提出された請求書及び証拠書類並びに関係職員からの事情聴取及び提出資料により認定した判断の前提となる事実は次のとおりです。

(1) すいたんの概要について

すいたんは、市制70周年を記念して作成されたもので、平成21年8月4日付けで本市がすいたんの創作者から著作権を譲り受けました。著作権譲渡契約書によると、創作者は、すいたんの著作物（イラスト）に関する著作権の全部を本市に譲渡し、著作者人格権の不行使の対価として本市は創作者に20万円を支払うこととしています。

(2) 使用要領について

吹田市イメージキャラクターすいたんデザイン使用要領（平成23年4月1日施行。以下「使用要領」といいます。）は、すいたんの適切な使用に関し必要な事項を定めたものです。第4条によると、すいたんを使用しようとする者は、あらかじめ市長の承認を受ける必要があり、第5条によると、政治に関する活動に利用されるおそれがある場合などは使用が承認されません。また、第7条によると、すいたんの使用に係る使用料は、原則として無料です。

すいたんの二次創作については、第6条に、すいたんの図柄を変形する場合には、事前に本市と協議の上、承認を受けなければならないことが定められています。

(3) 本件動画について

本件動画に使用されているすいたんに類似したキャラクターは、吹田市イメージキャラクターすいたん図柄一覧に示す図柄とは異なるものの、請求人が主張するようなすいたんとの類似点があり、すいたんの呼称を用いています。また、本件動画の中には、特定の政治、思想等を支持若しくは批判等をする又はそのような誤解を与えるおそれのあるものが含まれています。

2 著作権法について

著作権法第27条によると、二次的著作物を作成する翻案権は著作者が独占的に有し、同法第28条によると、二次的著作物を利用する権利も原著作物の著作者が有しています。また、同法第63条第1項によると、著作権者の許諾なく二次的著作物を作成し、及びこれを利用することはできません。

著作権の侵害があった場合には、著作権法第114条第1項によると当該侵害行為と同じ行為を著作権者が行った場合に得られた利益の額が、同条第2項によると著作権を侵害した者が当該侵害行為により得た利益の額が、同条第3項によると当該侵害行為を許諾した場合に著作権者が得られた許諾の対価の額が、当該侵害行為による損害額と推定されます。

3 判断

(1) 本件動画公開がすいたんの二次創作物の使用であり著作権を侵害しているかについて

本件動画で使用されているキャラクターは、吹田市イメージキャラクターすいたん図柄一覧に示す図柄とは異なるものの、すいたんであると認識される可能性は十分にあり、また、すいたんの呼称を用いています。そのため、本件動画公開は、すいたんの二次創作物の使用であると認められます。

本件動画は、特定の政治、思想等を支持若しくは批判等をする又はそのような誤解を与えるおそれのあるものが含まれていますので、使用要領によると承認されません。

したがって、本件動画公開は、著作権を有する本市の許諾を得ずに行われたすいたんの二次創作物の使用であり、著作権を侵害しています。

なお、シティプロモーション推進室は、本件動画公開後に二次創作について定めた吹田市イメージキャラクターすいたん二次創作ガイドライン（以下「ガイドライン」といいます。）を策定したため、本件動画にガイドラインを適用できないと主張していますが、使用要領においても二次創作には市長の承認が必要であり、更にいえば、二次創作物の使用の停止を求めることは、使用要領やガイドラインにおいて規定しなくても著作権法に基づき行使することができる権利です。

また、平成27年に藤木氏から相談を受けた上で本件動画公開を放置してきた事実については、仮に使用要領に定める手続によらずにすいたんの二次創作を許諾していたとみなされるとしても、その許諾は、その後の全ての動画に対し無条件に与えられたと解することは不可能です。

(2) 市長に本件動画公開の停止を求める義務があるかについて

市長は、許諾のない二次創作に対して著作権法の規定に基づき使用の停止を求めることができますので、二次創作により本市に損害が発生する場合には、停止を求める義務があります。

(3) 本件動画公開により本市に財政上の損害が生じているかについて

請求人は、すいたんの著作権取得に少なくとも20万円かかっており、著作権の財産的価値が積極消極的に減少するおそれが生じていると主張していますが、本件動画公開により、本市が20万円を支払って取得した著作権が失われたものではありません。

著作権の侵害による損害額については、著作権法に推定規定がありますので、順に検討します。

著作権法第114条第1項の規定により推定される損害額は、複製物の販売等による利益の額ですが、本市はすいたんの動画を公開することで利益を得ていません。

著作権法第114条第2項の規定により推定される損害額は、いわゆる海賊版の販売利益の額ですが、藤木氏が本件動画公開によりそのような利益を得ている事実は確認できませんでした。

著作権法第114条第3項の規定により推定される損害額は、二次創作許諾手数料又はすいたん使用料と呼ばれるような二次創作の許諾の対価の額ですが、使用要領によると当該対価は無償となっています。

これらの他に、本件動画公開によりすいたんのイメージが損なわれ、本市が販売するすいたんグッズの売上が減少した場合には、減少額を損害と考えることができますが、令和3年4月から令和5年7月までの各月のすいたんグッズの売上状況を確認したところ、本件動画公開を原因とする売上の減少は認められませんでした。

したがって、本件動画公開により本市に財政上の損害が生じているということとはできません。

(4) 結論

以上のことから、本件動画公開は本市の著作権を侵害しているものの、本市に財政上の損害が発生していないことから、本件監査請求には理由がないものと判断し、棄却します。

第6 意見

以上のとおり、本市に財政上の損害が発生していないことから、本件監査請求は棄却しますが、以下のとおり意見を述べます。

平成21年に本市がすいたんに係る著作権譲渡契約により得たものは、すいたんのイラストに関する著作権の全てです。平成23年に使用要領を施行する以前から、すいたんの二次創作物を作成する翻案権は本市の固有の権利であり、これが侵害された際に、法の不遡及原則により本件動画の削除又は修正のお願いしかできないと判断したことは、不適切であったとの指摘を免れません。

また、使用要領及びガイドラインでは、二次創作を含むすいたんの使用について、特定の政治、思想、宗教等を支援、支持、推薦、公認、賛同、助長、承認若し

くは批判等をする又はそのような誤解を与えるおそれがあるものの場合やそのようなメッセージを発信する場合は認めていません。

これらのことを踏まえ、市長は、本市行政の適正な執行に疑いを持たれることがないように、本市以外の者によるすいたんの使用について十分に注意を払うとともに、すいたんの不適切な使用の事実を知った場合には、使用の停止を求めるなど必要な対応に努めてください。